

阪南アンバサダー設置要綱

令和 7 年 6 月 3 0 日 決 裁

(設置)

第 1 条 阪南市の地域課題の解決、市民活動の活性化及び市民主体によるまちづくりを推進するため、阪南アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

(登録資格)

第 2 条 アンバサダーに登録することができるものは、知識、経験及び技能を地域社会に積極的に役立てようとする意欲のあるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表に定める分野において活躍しているもの
- (2) SNS 等において情報発信力を有するもの
- (3) その他市長が適任と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、アンバサダーに登録することができない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を活動目的とするもの
- (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条及び第 8 条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

体

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がアンバサダーに登録することが適当でないと認めるもの

(登録手続)

第3条 アンバサダーに登録しようとするものは、阪南アンバサダー登録申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、アンバサダーの登録の可否を決定し、阪南アンバサダー登録結果通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(登録の期間及び更新)

第4条 アンバサダーの登録期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(登録内容の変更)

第5条 アンバサダーに登録されたもの(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに阪南アンバサダー登録内容変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を踏まえて速やかに登録内容の更新を行うものとする。

(登録の辞退)

第6条 登録者は、アンバサダーの登録を辞退しようとするときは、阪南アンバサダー登録辞退届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録者のアンバサダーの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者からアンバサダーの登録の辞退の届出があったとき。
- (2) 第2条第2項各号の規定に該当することとなったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録者の所在が不明になったとき。
- (5) アンバサダーとしてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (6) その他市長が登録を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりアンバサダーの登録を取り消したときは、阪南アンバサダー登録取消通知書（様式第5号）により、当該登録者に通知するものとする。

（登録内容の公開）

第8条 市長は、登録内容のうち、次に掲げる事項について公開することができる。

- (1) 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 登録分野並びに活動の内容及び条件
- (3) 自己PR、資格・活動の実績等

（アンバサダーの活動）

第9条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市又は阪南市市民活動センターが主催するまちづくりに関するイベント等への参画及び活動の支援に関すること。
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する個人（以下「個人」という。）又は市内で活動する団体（以下「団体」という。）等の要請に応じて講義、実技指導、学習活動の支援に関すること。
- (3) 市の様々な情報や魅力をSNS等を活用して市内外に広く発信すること。
- (4) その他市長が必要と認める活動に関すること。

2 市長は、アンバサダーが前項に規定する活動を遂行するにあ

たり、必要に応じて次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 市の刊行物及び行事等の情報
- (2) 市の特産品
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(個人又は団体の利用)

第 10 条 アンバサダーを利用しようする個人又は団体（以下「利用希望者」という。）は、阪南アンバサダー利用申込書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を当該利用希望者が利用を希望するアンバサダーに通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けたアンバサダーは、当該利用希望者と必要な調整を行い、相互の合意に基づき事業を実施しなければならない。
- 4 アンバサダーが業務を行うに当たって発生する費用の負担については、アンバサダーと利用希望者との合意に基づいて決定する。
- 5 前項の規定による費用の負担に関して生じた疑義は、アンバサダーと利用希望者の間において協議し、双方が誠実に対応するものとする。

(利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに当該するものと市長が認める利用希望者は、アンバサダーを利用することができない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動のためにアンバサダーを利用しようとするもの
- (2) 暴力団員等
- (3) その他活動の目的がこの要綱の趣旨に反すると市長が認めるもの

(報酬)

第 1 2 条 アンバサダーの報酬は、無償とする。

(利用報告)

第 1 3 条 アンバサダーは、当該制度を利用して事業を実施した場合、市長に阪南アンバサダー利用結果報告書（様式第 7 号）により報告を行うこととする。

(事故等の責任)

第 1 4 条 アンバサダーの利用に伴い発生した事故、損害等については、アンバサダー及び利用者がその責任を負うものとし、市は事故等の責任を負わないものとする。

(庶務)

第 1 5 条 アンバサダーに関する庶務は、未来創生部市民共創課において処理する。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表

分野	詳細
まちづくり	地域活動に関すること等
健康・福祉	健康づくり、介護予防等
教育・子育て・人権	教育、子育て支援、人権等
防災・防犯	防災、防犯等
スポーツ・レクリエーション	各種スポーツ、アウトドア等
芸術・文化	音楽、絵画、造形芸術、演劇等
環境	環境、リサイクル・リユース等
国際	語学、通訳、翻訳等
生活	家事、料理、手芸等
農業・漁業	農業・園芸指導、養殖等
情報	IT活用支援、スマホ操作支援等
シティプロモーション	市の魅力発信等
その他	上記の分類に属さないもの

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

阪南アンバサダー登録申請書

阪南市長 様

申請者名

阪南アンバサダーに登録したいので、阪南アンバサダー設置要綱第 3 条第 1 項の規定により申請します。なお、下記の事項(生年月日、年齢、住所を除く。)について、市ウェブサイト等で公表することに同意します。

氏 名	(ふりがな)	生 年	年 月 日
		月 日	(歳)
住 所	〒 —	電 話	() —
		メー ル	@
連 絡 先 の 公 開	市ウェブサイト等での連絡先の公開 (公開してよいものに ☒ してください。)		
	☐ 氏 名 ☐ 電 話 番 号 ☐ メー ル ア ド レ ス		
分 類 等	(該当する分類に○を記載してください。複数回答可能)		
	①まちづくり ②健康・福祉 ③教育・子育て・人権 ④防災・防犯		
	⑤スポーツ・レクリエーション ⑥芸術・文化 ⑦環境 ⑧国際 ⑨生活 ⑩農業・漁業		
	⑪情報 ⑫シティプロモーション ⑬その他(内 容)_____		
経 費	(原材料費等の有無についてご記入ください。)		
自 己 P R	(得意なことや、どのような事にご協力ができるかも含めご記入ください。)		
資 格 ・ 職 種 の 実 績 等			

様式第 2 号 (第 3 条 関係)

年 月 日

阪南アンバサダー登録結果通知書

様

阪南市長

年 月 日付けで申請のありました阪南アンバサダーへの登録について、下記のとおり決定しましたので、阪南市アンバサダー設置要綱第 3 条第 2 項の規定により通知します。

決 定 事 項	1. 登録を決定します。
	2. 登録を却下します。 (事由)
登 録 年 月 日	年 月 日
登録有効期限	年 月 日
登 録 番 号	

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

阪南アンバサダー登録内容変更届出書

阪南市長 様

届出者

阪南アンバサダーに登録した内容に変更が生じたので、阪南アンバサダー設置要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

なお、変更事項（生年月日、年齢、住所を除く。）について、市ウェブサイト等で公表することに同意します。

（※変更する項目のみ記入してください。）

変 更 内 容	
変 更 後	変 更 前

変更年月日	年 月 日
-------	-------

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

阪南アンバサダー登録辞退届出書

阪南市長 様

届出者

阪南アンバサダーの登録を辞退したいので、阪南アンバサダー設置要綱第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

登録番号	
氏 名	(ふりがな)
住 所	

様式第 5 号 (第 7 条 関 係)

年 月 日

阪南アンバサダー登録取消通知書

様

阪南市長

阪南アンバサダーの登録を取り消しましたので、阪南アンバサ
ダー設置要綱第 7 条の規定により通知します。

登録番号	
登録者名	
取消事由	

様式第 6 号 (第 10 条 関係)

年 月 日

阪南アンバサダー利用申込書

阪南市長 様

住 所

氏 名

電話番号

阪南アンバサダーを利用したいので、阪南アンバサダー設置要綱第 10 条第 1 項の規定により申し込みます。

なお、下記内容をアンバサダーに伝えることに同意します。

希望するアンバサダー氏名	
希望日又は期間	年 月 日から 年 月 日
希望時間	時 分から 時 分まで
実施予定場所	
希望する具体的な内容	
参加対象者	
参加予定人数	

様式第 7 号 (第 13 条 関係)

年 月 日

阪南アンバサダー利用結果報告書

阪南市長 様

住 所
氏 名

阪南アンバサダーを利用したので、阪南アンバサダー設置要綱
第 1 3 条の規定により報告します。

実施日又は実施期間	年 月 日から 年 月 日
実 施 時 間	時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
利用者 氏名又は団体名	
内 容	
参 加 対 象 者	
参 加 人 数	
意 見 ・ 感 想	